

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第13号

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「会計職員」を「出納員及び会計職員」に改め、同条第1項を次のように改める。

出納員は、別表第1左欄に掲げる部署に置き、同表中欄に掲げる職にある者をもって充てるものとし、当該職にある間においては、出納員に命ぜられたものとする。

第5条中第3項を第5項とし、同条第2項中「勤務する」を「所属する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 現金取扱員は、所管の長が推薦した職員のうちから市長が任命する。

3 前2項の規定により、市長の事務部局以外の職員が出納員又は現金取扱員に充てられたときは、当該職員は、その職にある期間は市長の事務部局の職員に併任されたものとみなす。

第6条を次のように改める。

（出納事務の委任）

第6条 法第171条第4項の規定により委任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会計管理者は、別表第1右欄に掲げる事務を出納員に委任し、出納員は、それぞれの権限に属する所掌事務のうち、その所管に属する収入の収納に関する事務を現金取扱員に委任する。

(2) 会計管理者は、前号の規定により収納した現金のうち、政令第164条各号に掲げる経費に当該現金を繰り替えて使用する事務を出納員に委任し、出納員は、当該事務を現金取扱員に委任する。

第7条第1項中「又は現金取扱員」を削り、同条第2項中「又は会計管理者の指定した職員」、「出納員にあつては」及び「、現金取扱員にあつては上司となるべき出納員に」を削り、同条に次の2項を加える。

3 現金取扱員を免ぜられた職員は、直ちにその事務及び金銭をその所属する出納員に引き継がなければならない。

4 前任者又は後任者が死亡その他事故等により自ら引き継ぐことができないときは、市長が指定した職員が引き継ぐものとする。

第55条を削る。

第55条の2に次の1項を加え、同条を第55条とする。

- 2 前項の決裁を受けた金額が別表第2左欄の区分に応じて右欄に掲げる金額を超えるときは、あらかじめ会計管理者の確認を受けなければならない。ただし、支出負担行為として整理する時期が請求のあったときとなるものについては、この限りでない。

第56条の2第1項中「第55条の2」を「第55条第1項」に改める。

第76条第2項の表中「00210—9—2835」の項を削り、同表に次のように加える。

00260—1—960174	大和市会計管理者	ふるさと納税寄附金
----------------	----------	-----------

第77条第7号を次のように改める。

(7) 担保金

第109条第2項中「及び第55条」を削り、「第55条の2」を「第55条第1項」に改める。

別表第1中「第6条」を「第5条、第6条」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。